

【1983年】

第98回国会 参議院 社会労働委員会 第4号 昭和58年3月23日

○対馬孝且(社会/北海道)君 大体時間が来ましたので、時間前ですけれどもこれで質問を終わりますが、大臣、国会のレベルは当然ですけれども、いまでも局長からお答えがございましたけれども、この問題(*)が医学的に解明されあるいは進展していく中で、やっぱり厚生省自体として、学識経験者といいますか、あるいは倫理学者といいますか、こういう方々のこれに対する意見を聞く何らかの機会というものをつくって、やっぱり検討をしていくべきものではないか、こういう意見を私は持っているんですが、この機会にちょっとお伺いをしておきたいと思いますが、いかがですか。

(*)1983年3月14日、東北大学医学部産婦人科で体外受精児の着床に成功したと発表があり、「試験管ベビー」という言葉が生まれた。多くの不妊に悩むカップルに希望を与えたが、同時に生命倫理の問題が提起された。

○厚生大臣(林義郎君) 先生のお考え、全く同感でして、実は私は総理にもお話しをしまして、優生保護法の問題等もこの国会でいろいろと議論をされていまして、その中でもそういった問題が出ているわけですね。

それから、昨日は尊厳死の問題が出ていました(*)。尊厳死なり安楽死なりというような問題というものを含めまして、それからもう一つ言いますと、一体人間というのは何だろうか、どこまでが活着しているのだろうか、こういったこともやっぱり考えていかなければいけない。私は科学技術が進歩するということは非常に喜ばしいことだと思いますが、それと倫理の関係というのは、必ずしも同じ方向にいかないものがある。そこはやっぱり考えてみよう、ということで実はいま人選をいたしておりまして、私の私的な形でもいいから少し学者の方に集まってもらって、単に学者でなくとももう少し幅広い意見を出せることも考えまして、私自身の考え方も少しまとめてみたい。やはりこの問題は国民的に議論してもらわなければならない話でありますから、議論しろと、国民的な議論議論と言っているかもしれませんがありませんから、むしろ私の方からたたき台を出して、こんなものでどうでしょうかというような話ぐらいのところまで出せるかどうか。その辺が出せれば非常にいいのですけれども、なかなかむずかしい話ですからね、そこまでやれるかどうかわかりませんが、少なくともそういった問題意識を持ちまして、倫理学の大家であるとか宗教学の大家であるとかその他の方々にも御参加をいただいで少しやってみたい、こういうふうに考えているところでございます。

(*)アメリカ大統領「死の権利認知」を報告(1983年3月21日)



不治かつ末期の患者に、生命維持装置をつけるかどうかは、患者自身の自発的選択に任せるべきだ、との大統領生命倫理委員会の報告書が発表された。

○対馬孝且君 いま大臣から言われた、あらゆる階層をひとつ網羅していただいて、そういう方向で問題解決のための結論を出すための何らかの諮問機関でも結構ですから促進されるよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

第98回国会 衆議院 科学技術委員会 第3号 昭和58年3月24日

○草川昭三(公明/愛知)委員 私は、この問題(*)はこれで終わりますが、アメリカ政府の最近の動きなんかを見ておりますと、これは医療に限ってありますけれども、医療倫理に関する大統領委員会というようなものをつくりました。例のカレンちゃん事件というのですか、死の判定の問題とか**死ぬ権利の問題、尊厳死の問題**等で、倫理委員会というようなものがあるわけです。だから、これは医療に限りませんけれども、科学者の実験等については、一定の歯どめがいずれにしても必要な時代が早急に来る。というわけで私は、**生命倫理の確立については、社会的なコンセンサスに基づくガイドラインをぜひ設定すべきだ**ということ強く主張して、**この問題は終わりたい**と思いますから、ぜひそういう方向に科学技術庁として全体の方向づけをお願いしたい、こういうふうに思うわけです。

(*)上記の試験管ベビー報道

第98回国会 参議院 予算委員会 第12号 昭和58年3月28日

○和田静夫君 法務大臣、去る二十二日、安楽死論者の訴えが最高裁で却下されました(*)。裁判所が訴えを却下した論拠については別に論ずる必要がありますが、これから高齢化社会を迎えて安楽死問題がクローズアップされてくると思われまます。アメリカでも尊厳死を認める動きが出てきているわけですが、行政サイドとしてどういう見解をお持ちですか。

(*)2月17日地裁却下、飛田理事が当時の大平首相を相手取った訴えを東京地裁は「原告に訴える資格なし」として門前払い判決。6月28日上告

○国務大臣(秦野章君) 安楽死の問題は若干判例で触れていることもあるんですけども、尊厳死につきましては、いまわれわれの立場で確定的な見解を表明する時点にまだ来てないと、こう考えております。

○和田静夫君 厚生大臣いかがですか。

○国務大臣(林義郎君) 尊厳死の問題につきましては、医療との関連で申し上げますならば、健康な生活の享受という国民共通の念願にこたえるということが医療の目的だろうと思えます。医療は生命の尊重を旨とし、医学に基づいて医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に立って行われることが基本原則でありますから、御指摘のような問題については慎重に考えなければならない点が多々あると思えます。法務大臣からの御答弁もございましたし、いずれにいたしましても生命とは何かという人間存在の基本問題に関する問題でございますし、倫理的、社会的にも広く考えていく必要がある問題であると思えますし、やはり国民的な合意の形成ということが必要なことではないだろうかと、こういうふうに考えております。

第98回国会 衆議院 法務委員会 第9号 昭和58年5月18日

○横山利秋(社会/愛知)委員 法務大臣に御意見を伺いたいと思うのですが、このような医学の発展(*)というものが、いま仮定の問題が非常に多いのです、多いのですけれども、可能性はもうあしたあるというふうに考えられます。

(*)「試験管ベビー」で問題提起された生殖医療技術の発展

この間、ある新聞の論説を見ましたら、その意味において医学は原子爆弾が発明されるときの状況に似ておる、そこまで考える必要がある。アウシュビッツやあの満州で行われた七三一部隊なんかの場合でも想起されるように、驚くべき医学の発展というものが人間の尊厳を破壊し、がけ崩れをさせようとしておる。だから、いろいろ議論もしなければならぬけれども、ガイドラインなり何なりというものは常に、民間はもちろんだが、政府各機関の中でも研究をすべきではないかという論理の社説に、私はきわめて注目をいたしました。

いま民事局長の御答弁を聞いてみまして、時間が余りございませんものですから一問一答に終わりましたけれども、いまの民法、いまの戸籍法、いまの相続法、すべてこれ婚姻ということを通じて血縁関係から成り立つ血縁社会が今日の社会である。それが全部崩壊とは言わないけれども、その原理原則というものが少しずつ壊されていく。それに、後になって、たとえばホステスマザーなんてそうあるものではございませんけれども、あるいはまた、いま例をとりましたように、A I Dで産まれた子供が、おれはあのおやじの子ではないと、ある意味では本当にないのですから、その事実関係を主張したときに、法律上おまえは訴えの権利がないとか、あるいはA I Dで産んだ夫婦が子供を、おれはA I Dで産んだけれども、おまえの相続権まで、扶養義務まであらゆることについて実子と同じようにする義務はないという主張をした場合、そういう場合は、いま推定としては、そんなことを親が言う法的根拠はないんだという解釈なんですけれども、解釈だけで一体いいのであろうかどうか。

利害関係者が、あの親子は親子でない、血液型を見てもわかる、そう言った場合に、いや、そんなことを言ってもだめだ、これは推定した嫡出子である、夫婦の同意があるのだということ言うたところで、その同意書があるわけではありません。片一方が死んでしまえば、片一方が言うだけのことなんです。

そういう点から考えますと、民法あるいは戸籍、相続その他の問題について、**医学の発展の中でそのガイドラインというか用意というか、最も根本的な問題は人間の尊厳ということなんです**が、そういう人間の尊厳という意味において検討をすべきではないか。最近、いわゆる**安楽死でなくて、尊厳死だという言葉があります**。安楽死の問題は私もここでずいぶん議論したのですけれども、**安楽死の問題、尊厳死についても、死刑廃止問題についても、かなり新しい問題として真剣に検討すべきではないか**と思いますが、大臣はいかがお考えですか。

○秦野国務大臣 確かに、人間の尊厳あるいは生命の問題ということになってくると、いまいろいろ御意見のあった問題について、法務省が将来立法化を全く必要としないほど楽観的ではない感じがいたしますけれども、何といたっても**法律以前の問題あるいは学会の問題、倫理の問題というものが前提として十分に論議し尽くされなければならぬ**だろう。私はいま横山さんのおっしゃった記事は見なかったけれども、私自身が、どうも医学界の科学が一点集中主義で進歩するとやはりそうなるのかな、要するに医学界の原子爆弾という感じがすることは全くそうで、いま抑止力の問題が原子爆弾ではありますけれども、何といたってもこれは人類に対する大変な脅威ですから、しかし部分的な科学の進歩に、そこが非常に発達してしまうと人間社会の足元をさらわれるというような可能性もありますので、これは**法務省以前の問題というか、以外の問題としてでも十分に論議されなければならぬ**だろう、こう思うのでございます。そういう論議が盛んになることが**まず大事だ**というふうに私は率直に感じておる次第でございます。